

電子処方箋 概要案内

【薬局】

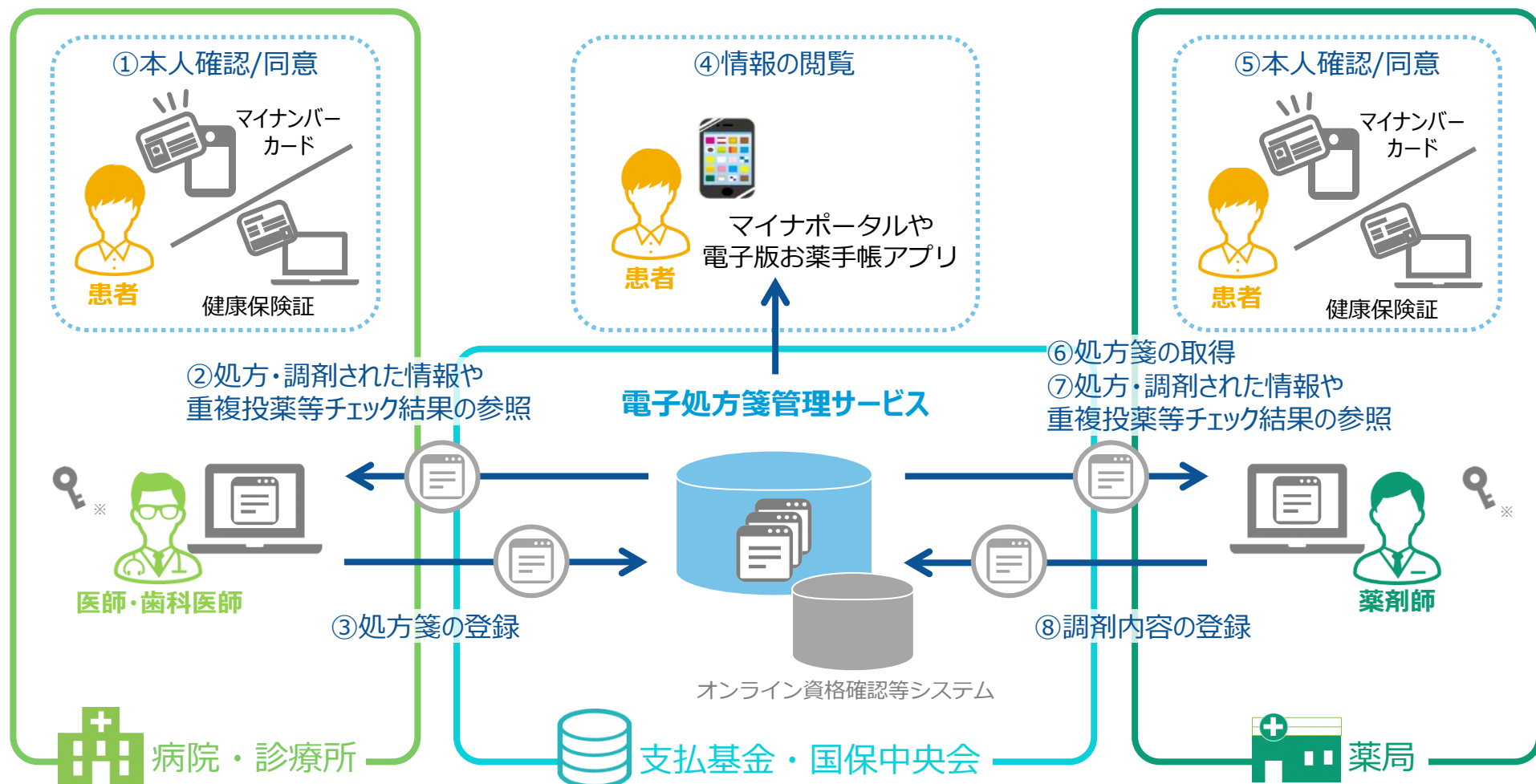
令和6年1月 1.3版
厚生労働省医薬局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2021/11/24	全体	初版作成
1.1	2022/6/30	「4. Q&A」	・補助金、HPKIカードに係るQ&Aを追記。
1.2	2022/11/21	「1. 電子処方箋とは」	・電子署名の方式に関する注記を追加。
		「3. 利用開始に向けたスケジュール」	・スケジュールを令和4年11月時点に最新化。
		「4. Q&A」	・利用申請、オンライン資格確認との同時導入に係るQ&Aを追記。
		「5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント」	・各種周知物の概要及び掲載場所に係るページを新規追加。
1.3	2024/1/29	「2. 薬局でできるようになること」	・口頭同意による薬剤情報の閲覧について脚注追記。
		「3. 利用開始に向けたスケジュール」	・スケジュールを令和6年1月時点に最新化。
		「4. Q&A」	・マイナンバーカードを活用した電子署名の機能追加に伴い、Q&Aを更新。
		「5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント」	・各種周知物の概要及び掲載場所に係るページ・QRコードを新規追加。

1. 電子処方箋とは

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどを行えるようになります。



※電子署名の方法は、HPKIの仕組みを用いた方式に限られませんが、現時点では本方式のみご利用いただけます。

2. 薬局でできるようになること

処方箋の内容の入力作業や、紙処方箋の保管が不要になることのほか、より丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間のコミュニケーションを円滑に行えるようになります。 ※1

直近の患者情報を踏まえた調剤・服薬指導

！ マイナンバーカードで患者本人の同意を得た場合は、オンライン資格確認等システムで参照できる情報に加え、**複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能**になり、より患者に寄り添った対応を行うことができるようになります。

本人確認/同意

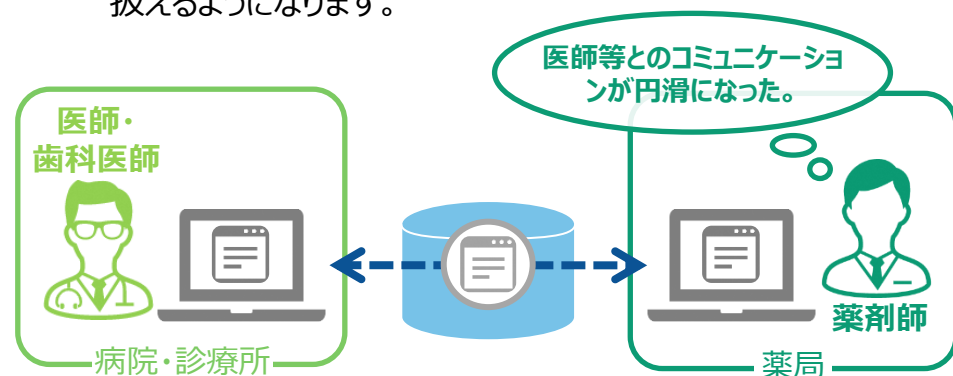


患者に直近処方や調剤された情報 ※2



円滑なコミュニケーション

！ システム化により**医師・歯科医師と薬剤師のコミュニケーションが円滑**になり、さらに系統的にチェックされた処方箋を薬局で扱えるようになります。



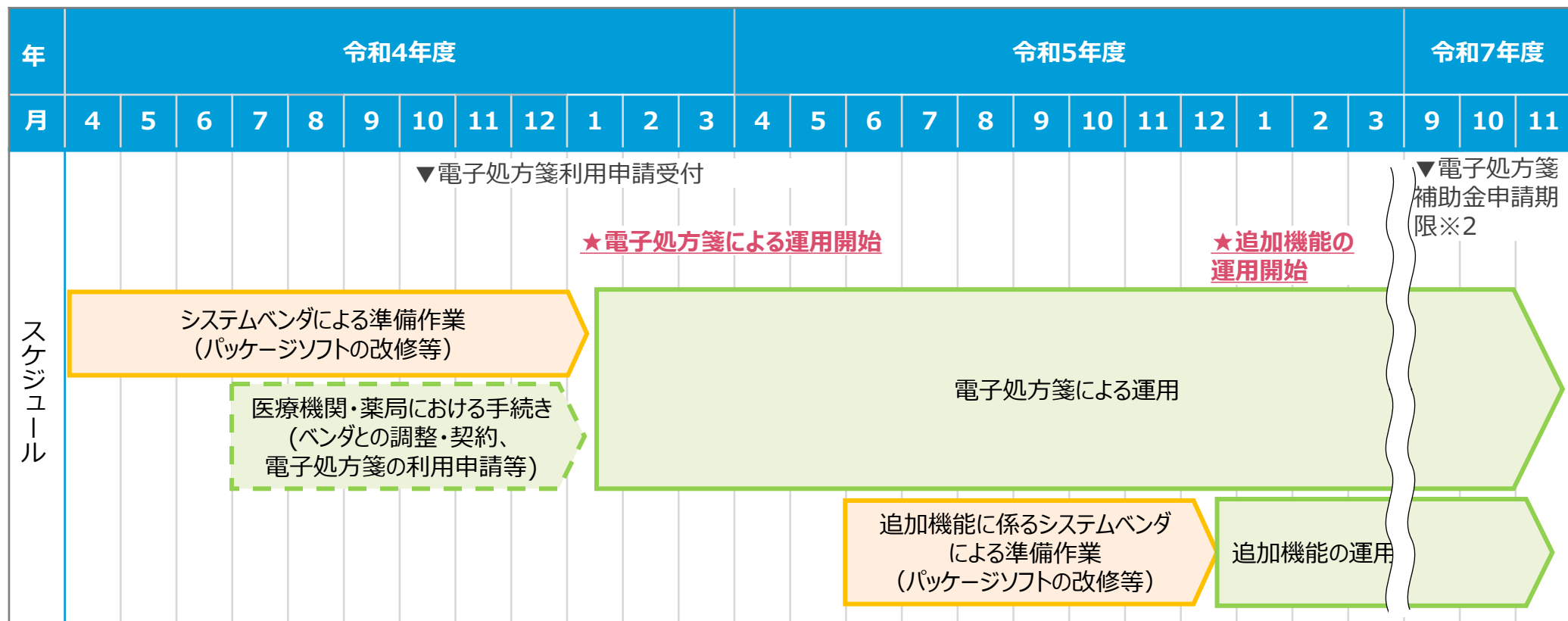
※1 すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

※2 受付方法（マイナンバーカード/健康保険証）問わず、重複投薬等チェックの結果を確認できますが、マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合に限り、処方・調剤するお薬が過去のお薬と重複投薬等に当たるかまで表示されます。口頭同意による薬剤情報の閲覧については、「[電子処方箋追加機能の説明動画 令和5年12月更新版（薬局向け）](#)」7:26～10:20をご確認ください。

3. 利用開始に向けたスケジュール

電子処方箋は、令和5年1月より運用を開始し、同年12月に追加機能（リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧、マイナンバーカードを活用した電子署名等）も運用を開始しました。

HPKIの仕組みを活用した電子署名の準備作業の内容については、「電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き」にてご案内しております。



※1 電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組みを活用します。オンライン資格確認の利用開始に必要な作業については、『[オンライン資格確認の導入に向けた準備作業の手引き](#)』をご覧ください。

※2 補助金は、令和7年3月31日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、令和7年9月30日までに申請を行ってください。

4. Q&A

電子処方箋管理サービスについて

Question

Q) 電子処方箋管理サービスは、オンライン資格確認等システムと何が違うのですか？

A) オンライン資格確認等システムの仕組みを用いて、医療機関・薬局間で電子化された処方箋の授受を行えるようになります。
オンライン資格確認等システムでは、レセプトをもとにした月遅れの情報を参照できましたが、電子処方箋ではさらに、処方箋をもとにした情報をリアルタイムで参照することができるようになります。
また、それらの情報を活用した、重複投薬等チェックなどもできるようになります。

Q) 患者はマイナンバーカードがないと、電子処方箋を発行できないのですか？

A) 患者が健康保険証を利用する場合も電子処方箋を発行及び電子処方箋に基づく調剤ができます。

Q) 電子処方箋は必ず導入しなければいけませんか？

A) 電子処方箋を利用することにより、複数の医療機関・薬局が持つデータの利活用による、より質の高い医療の提供が図られるため、積極的に導入の検討をお願いします。

4. Q&A

電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Question

Q) 電子処方箋を始めるには、
まず何をすればよいですか？

Answer

A) 電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組みを活用します（①）。また、電子署名を行うためにはHPKIの仕組みを利用します（②③）。
手続きに時間を要することを考慮し、お早目の準備をお願いします。
※HPKIカードの発行申請及びマイナンバーカードを活用した電子署名の申請の詳細については、以下をご確認ください。HPKIカードは医師・歯科医師・薬剤師によって申請先が異なります。マイナンバーカードを活用した電子署名はマイナポータルから申請してください。

[『電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き』](#)

[『電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き（追加機能）』](#)

①オンライン資格確認を利用開始するための手続きは以下をご確認ください。

[『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き』](#)

まだ医療機関等向け総合ポータルサイトに登録していない場合は、「新規ユーザー登録はこちら」より、登録をお願いします。

[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)

②HPKIカードの取得について、以下の申請サイトからお申込みください。

・日本薬剤師会認証局

[申請サイト](#)

・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

[申請サイト](#)

③マイナンバーカードを活用した電子署名については、マイナポータルからお申し込みください。
申請方法は以下をご確認ください。

[『電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き（追加機能）』](#)

4. Q&A

電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Question

Q) HPKIカードは取得しなければなりませんか？

A) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に則った形で医師・歯科医師が電子的に署名を行う必要がありますが、現時点では、HPKIの仕組みを用いた署名方式がそれに準拠します。電子署名の方法は、①HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法、②HPKIカードやスマートフォンでクラウド上の電子証明書を用いる方法、③HPKIと紐付けたマイナンバーカードで電子証明書を用いる方法のいずれかを選択できます。①②はHPKIカードの発行申請（①は物理的なHPKIカード）が必要です。③はマイナポータルから利用申請が必要です。

Q) オンライン資格確認と同様に、利用申請は必要ですか？

A) 電子処方箋管理サービスを利用するために利用申請を行う必要があります。利用申請の位置づけ等の詳細は以下をご確認ください。詳細は[こちら](#)

Q) オンライン資格確認と同様に、システム導入に当たっての補助金はありますか？

A) 医療機関等向け総合ポータルサイト> 電子処方箋管理サービス> 補助金 からご確認ください。詳細は[こちら](#)

5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント

01 メリット説明動画



電子処方箋の導入をこれから検討する方向けに、電子処方箋の仕組みやメリットの概要を動画で解説しています。



医療機関向け
[Youtube視聴](#)



薬局向け
[Youtube視聴](#)

02 電子処方箋利用方法及び追加機能説明動画



電子処方箋及び追加機能の導入後の業務内容について知りたい方向けに、医療機関での処方箋発行、薬局での処方箋受付等の一連の流れや追加機能の概要等を動画で解説しています。



医療機関向け利用方法
[Youtube視聴](#)



薬局向け利用方法
[Youtube視聴](#)

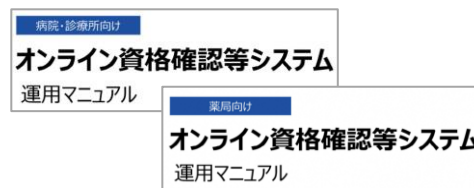


医療機関向け追加機能
[Youtube視聴](#)



薬局向け追加機能
[Youtube視聴](#)

03 運用マニュアル



電子処方箋導入後の業務内容について解説しています。動画よりも詳細に、電子/紙の処方箋といった各パターンに応じた業務内容を理解できます。対応方法に困ったときに寄せられる、よくある質問と回答なども記載しています。

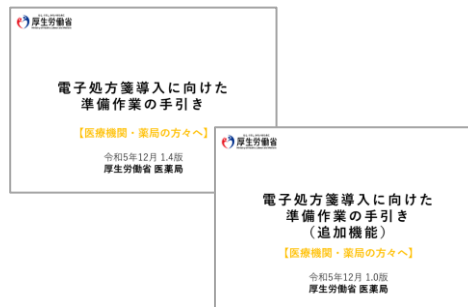


医療機関向け
運用マニュアルは[こちら](#)



薬局向け
運用マニュアルは[こちら](#)

04 準備作業の手引き



電子処方箋及び追加機能を導入するための準備作業を知りたい方向けに、導入までのステップ、開始時期の目安や留意事項等について解説しています。



準備作業手引きは[こちら](#)



準備作業手引き(追加機能)は[こちら](#)

5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント

05 過去の説明会動画

第1回医療機関等向け説明会 「そうだったのか、電子処方箋」



第2回医療機関等向け説明会 「利用申請開始！はじめよう、電子処方箋」



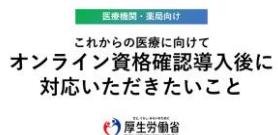
第3回医療機関等向け説明会 「開始目前！これならできる、電子処方箋」



第4回医療機関等向け説明会 「はじまっています！今こそ導入、電子処方箋」



【医療機関・薬局の皆さまへ】
オンライン資格確認導入後にご対応いただきたいこと



電子処方箋に関する情報を
医療機関等向け
総合ポータルサイトに掲載中！

医療機関等向け総合ポータル [検索](#)

